
平成19年 第1回臨時会

上富良野町議会会議録

平成19年1月29日

上富良野町議会

目 次

第1号（1月29日）

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○遅 参 議 員	1
○早 退 議 員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開 会 宣 告・開 議 宣 告	2
○議会運営等諸般の報告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	2
○日程第 2 会期決定の件	2
○日程第 3 議案第1号	2
○日程第 4 議案第2号	8
○日程第 5 議案第3号	9
○日程第 6 議案第4号	9
○閉 会 宣 告	10

平成19年第1回上富良野町議会臨時会付議事件一覧表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	上富良野町多世代交流センター条例の一部を改正する条例	1月29日	原案可決
2	上富良野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	1月29日	原案可決
3	上富良野町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例	1月29日	原案可決
4	上川教育研修センター組合規約の変更の件	1月29日	原案可決

平成19年第1回臨時会

上富良野町議会会議録（第1号）

平成19年1月29日（月曜日）

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
第 2 会期決定の件 1月29日 1日間
第 3 議案第1号 上富良野町多世代交流センター条例の一部を改正する条例
第 4 議案第2号 上富良野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
第 5 議案第3号 上富良野町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
第 6 議案第4号 上川教育研修センター組合理約の変更の件
-

○出席議員（18名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 清水茂雄君 | 2番 | 徳島稔君 |
| 3番 | 岩崎治男君 | 4番 | 梨澤節三君 |
| 5番 | 小野忠君 | 6番 | 米谷一君 |
| 7番 | 岩田浩志君 | 8番 | 吉武敏彦君 |
| 9番 | 米沢義英君 | 10番 | 仲島康行君 |
| 11番 | 中村有秀君 | 12番 | 金子益三君 |
| 13番 | 村上和子君 | 14番 | 長谷川徳行君 |
| 15番 | 向山富夫君 | 16番 | 渡部洋己君 |
| 17番 | 西村昭教君 | 18番 | 中川一男君 |
-

○欠席議員（0名）

○遅参議員（0名）

○早退議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

- | | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 町長 | 尾岸孝雄君 | 助役 | 田浦孝道君 |
| 教育長 | 中澤良隆君 | 総務課長 | 佐藤憲治君 |
| 企画財政課長 | 北川雅一君 | 教育振興課長 | 岡崎光良君 |

○議会事務局出席職員

- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 局長 | 中田繁利君 | 次長 | 藤田敏明君 |
| 主査 | 大谷隆樹君 | | |

午前 9時00分 開会
(出席議員 18名)

開会宣告・開議宣告

議長(中川一男君) ご出席誠にご苦勞に存じます。ただ今の出席議員は18名であります。

これより平成19年第1回上富良野町議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりであります。

議会運営等諸般の報告

議長(中川一男君) 日程に入るに先立ち議会運営等諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長(中田繁利君) ご報告申し上げます。

今臨時会は1月26日に告示され、同日、議案等の配布をいたしました。

今臨時会の会期日程等その内容は、お手元に配布の議事日程のとおりであります。

今期臨時会に提出の案件は、町長からの提出の議案第1号ないし議案第4号の4件であります。

今臨時会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配布のとおり出席しております。

以上でございます。

議長(中川一男君) 以上をもって議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(中川一男君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

6番 米 谷 一 君

7番 岩 田 浩 志 君

を指名いたします。

日程第2 会期決定の件

議長(中川一男君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決しました。

日程第3 議案第1号

議長(中川一男君) 日程第3 議案第1号、上富良野町多世代交流センター条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。教育振興課長。

教育振興課長(岡崎光良君) ただいま上程されました、議案第1号上富良野町多世代交流センター条例の一部を改正する条例につきまして提案の要旨をご説明申し上げます。昨年3月31日をもって閉校となりました清富小学校の後利用に付きまして、これまでの間種々検討するとともに地元住民との話し合いを重ね、また学校建築の補助側であります札幌防衛施設局及び北海道教育委員会との協議を行ってまいりましたが、このほど多世代交流センターとして広く活用を図ることで補助側の承認と地元住民の合意に達しましたので、上富良野町多世代交流センター条例の一部を改正するものであります。以下改正条項を朗読説明申し上げます。議案第1号上富良野町多世代交流センター条例の一部を改正する条例。上富良野町多世代交流センター条例(平成12年上富良野町条例第33号)の一部を次のように改正する。第2条の表東中多世代交流センターの項の次に次のように加える。これは名称及び位置として清富多世代交流センター、上富良野町松井牧場であります。別表を次のように改める。本条例の第4条で使用料について別表で規定しておりますが、この別表の東中多世代交流センターの項の次に清富多世代交流センターを加えます。さらに清富多世代交流センターの欄に9つの部屋の名称と基本料金をそれぞれ規定いたします。学習室AからEまでは旧清富小学校の普通教室並びに特別教室であった部屋で基本料金をそれぞれ400円とします。大集会室は、職員室であった部屋で基本料金を500円。小集会室は、校長室でありましたがこの部屋を400円と規定いたします。多目的ホール、講堂は同じ名称を用い基

本料金を多目的ホールは370円、講堂は2,040円とし、講堂をスポーツ使用の場合基本料金を200円とする点と、昇降ステージ利用1回1,000円の規定を設けます。また新たに屋外運動場として、施設名清富多世代交流センターの欄に3時間未満、3時間以上6時間未満、6時間以上の区分に基本料金を500円、1,000円、2,000円と規定いたします。備考につきましては、現行どおりでありますので説明を略させていただきます。この条例の施行期日を附則により平成19年4月1日からとするものであります。以上説明を終わります。ご審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。質疑に入ります。

議長（中川一男君） 13番村上和子君。

13番(村上和子君) 冬期間の使用の場合ですが、暖房入れてすぐ使用ということはちょっとできないんじゃないかなと。常時暖房を入れておくてもなりませんでしょうし、使用料金が冬期間は3割増しとなるわけですが、暖房入れて20分かもう少ししませんとちょっと使えないかなという感じがするんですけどその使用時間と、教育委員会との連絡が使いたい場合にしっかりとれるのかどうか、誰かから鍵を預ってそこを使用する人がそこを開けて、暖房を入れて使うようになるのかどうか。そこらへんのところが上手くいくのかちょっと、時間の関係と暖房がどうなんでしょうかと思ひましてちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（中川一男君） 教育振興課長答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 13番村上議員のご質問にお答え申し上げます。冬期の利用でありますけど、やはり暖房が必要と考えております。通常においては、凍結しない程度の温度に保つという事で考えておりますけれども、使用においてはやはりその時間等に合わせる著しく寒と感じる事のないように工夫しながら取り扱いを進めてまいりたいというふうに思っております。また、鍵の開け閉めでありますけれども、当面は教育委員会がなんらかの形で管理をしていくという形のなかで、どういう形が望ましいかということになります。直接一番において職員があたるということになります。この点

も当面はそういう形で進めたいと考えておりますけれども、状況をみながら工夫をこらしていきたいと考えてございます。以上であります。

議長（中川一男君） 11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 4点ほどお尋ねをいたしたいと思ひますけど、平成18年3月に閉校されたんですけれども、この清富小学校の再活用という事で活用方法についてどのような検討過程で、そしてここに至ったかという関係で、よその市町村の閉校の関係はいろいろな活用方法、方策を検討された経過が新聞等でも載っておりますし、上川支庁管内でも旭川を中心としてそういうことがなされているという事なので、検討課題としてどのようなものがあるか、最終的にこの多世代交流センターという形になったか、経過をあきらかにしていただきたいと思ひます。2点目は、清富小学校の自然体験学習池の関係です。これは平成15年、太陽北海道地域づくり財団から助成対象事業ということで行われて、平成16年は、北海道新聞社の野生生物基金からも補助を受けてされていると、現在はそのまま放置されていると、特にカワシンジュガイの関係なんですけど、どのような形で今後維持していくのか。それからもう一点は、その裏側にビニールハウスがあるが、花壇だとか花がある、私も昨年一昨年見てまいりましたらなってますんで、あれらをどのような形で維持管理をしていくのかという問題。それから3点目は、清富小学校を閉校される時に我々も閉校式に行つてまいりまして、いろんな資料が展示されておりました。これらの展示資料が今後どのような形になっていくのか。かつて西小学校が出来る時に江花、里仁があれした段階でその当時の校旗がなくなっているとか、いろいろな経過がちょっと話として聞きました。従つてそういうような清富小学校の60何年の伝統のあれした資料が、どのような形で保存をされていくのか。それからもう一点は、今回のあれであらためて聞きたいと思つたんですが、清富小学校の校章が学校の校舎の中に表に立っています。壁にです。もうひとつは校門があるんですね。校門は二つあるんですよ。今の学校の校舎が出来た時と旧の校門があるんです。それは、学習池のところ立っているんですね。昨年校門の経過を見ますと江花にも校門がある、里仁にも校門がある、それから旭野

にも校門がある、それから東中小学校の多世代交流の広場と倉庫の間に大正15年に建てた校門が立っている。ある面で私は、各学校の歴史を刻む遺産ではないかなという気がするんですね。そのなかには、江花にしても里仁にしても日新にしても全部建立者、おそらく校門を作るときに寄付された方の名前が刻まれているんですね。ですから私は、今回これを契機にして校門に対する措置ですね。清富にもありますんで、それから逆に多世代交流というんだったら今の校門の所に新しい校門のところに付けるのかどうかわかりませんが、そういう関係も含めて校門の取り扱いについてお尋ねしたいと思います。以上でございます。

議長（中川一男君） 教育振興課長答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 11番中村議員のご質問にお答え申し上げたいと思います。1点目の今日に至るまでの経過でございます。再利用を図るといふなかでいろいろ検討を加えてきたなかでございますけれども、町として学校建築に当てられた補助金を当面は返還しない方向のなかで活用を図ることからまた、結論を出す期間というのは1年という限られた期間でありましたので、このなかで方向を見出すといふなかにおいては、今回提案の多世代交流センターという内容に至ったものでありまして、これらに至るまでには地元の住民との話し合いそれから補助側との協議を重ねたなかで、4月からの活用を広く多世代交流センターとして活用を図っていくという方向の結論に至ったということでございます。それから2点目の自然体験学習池でございます。ご指摘のようにカワシンジュガイが当初観賞用として放されておりましたけれども、やはり状況をみますと繁殖していく、増えていくという状況にはないということから、カワシンジュガイの観賞用であれ飼育という形は難しいものというふうに判断をしているところであります。ただ、この学習池の施設設備については、これからも残りますのでその活用について、清富という自然を活かした生物等を今後見出していく事も検討してまいりたいというふうに思っております。隣のビニールハウスにつきましては、地元の住民会において当面お借りしたいという事で、これは地元で活用を図っていくということでございます。それから3点目ですが、清富小学

校の建物の中に資料の展示室を1つ残してございまして、写真やあるいは相当昔からあった資料なども展示されておりますけれども、今後においてはあの部屋というのはやはり多世代交流センターとしての1つと考えておりますので、あのまま残しておくのではなくて資料を別な形で最小限のものを、将来とも保存していく方向で考えてまいりたいというふうに思います。それから校門でありますけれども、やはり歴史を刻む由緒あるものというふうにご覧いただきまして、当面は、ああいう形で現存の形で今後ともあの地域を、歴史を物語る校門として守っていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

議長（中川一男君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 私は経過ですね。最終的にここへ落ち着いたという事はわかりますけど、こういうあれもあった、こういうあれもあったと。というのは、町民の皆さん方も旧清富小学校の活用でこんなアイデアもあるのでないかといろいろ寄せられた経過が私もありますし、議員の皆さん方もあるだろうと思うんですね。それでそういうことも検討したけれど、これについてはこうだとか、これについてはこうだとか、というような形で教育委員会で検討した過程を私は知りたいと、結果については今最終的に補助金の返還をしない、地域のあれっということも考えてこうなったんだということで、その過程が我々が町民から尋ねられた場合、これもあったけれどもこういうことなんだということで、お話をしたいという立場もあるもんですから、その点をあきらかにしていただきたいと思います。それから学習池の関係なんですが、僕はやっぱりこれの発端になったカワシンジュガイを守る会の人達は、今後これをどうするかということ協力をさせていただきますよと、そういうことを僕は以前の議会でお話を申し上げた経過があります。その点あったかどうかを含めて、それからもう1つは、清富の自然を活かす何かしたいという事の何かというのは、今はないということで今後これから検討していくという事で理解をしていいのかなどうか。それから旧資料の関係は、今教室においているけど今後別な施設でということで、できれば私は多世代交流センターとしてあるのであれば、今の教室の形で残しておいて、清富の卒業生

やここに清富小があつてこういう歴史があつたんだ、というようなことを分かる様な形で残していただきたいなど。というのは、おそらくこの多世代交流センターの各学習室が、全部使用するということにはならないのではないかと。使用する事が望ましいですけど、そういうことがないようであれば、そういう活用の仕方をしてほしいなという気がします。それから校章は、はずすだろうと思いますが、校門等はそのままという事で、私も各学校のあつた地域全部回ってみましたら、そういう形で残っているんで、できればそういう維持管理等も含めて、例えば里仁あたりは松の覆い茂ったなかにあつて、探すのが苦労したようなケースもありますし、所によっては寄付された人の名前が削られたり、割られたり、旧学校名がおそらく村立からかわつたかそういう時だろうと思うんですけど、校門の真ん中に額で表札みたくなっているのが、とられて埋められたケースもあるんですね。例えば旭野行けばそういうことがあつたんだけどというケースもあるもんですから、それらも含めて教育委員会として1回点検をしていただきたいなと思います。それから経過のなかで、今後という事でございますけど、例えばオートキャンプ場が1年大きく利益を上げたが、しかしその冬も使うという事で維持管理をしたら、その年夏にがんばった利益が大方なくなった経過があるんですね。それで多世代交流ということで使うということであれば、教育委員会としてもそれから各種教育関係とかそれらにかかわりのある、いろんな所がそこで研修するとか、学習するとかそういうような具体的な方策を、平成19年度の事業の中に入れていただくような呼びかけをしていかないと、こうやって多世代交流であつたわ、しかし使われなかつたわというケースがあると思うんですね。オートキャンプ場の時に、具体的に例えば子ども会で一泊の学習研修会をやるようなことを具体的に出したほうがいいのではないかと。それがならんまんまやつたものだから、せっかくの利益があれになったケースがあるもので、せっかく多世代交流として作った以上はそのような方策を上富良野町のいろいろな各種関係団体に呼びかけて、そういう活用する方法も図る努力をしていただきたいと思いますがその点よろしくお願ひします。

議長（中川一男君） 教育振興課長答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 11番中村議員のご質問にお答え申し上げます。先程の経過につきまして不十分な答弁で申し訳ございません。経過でございますけれども、これまでの跡利用の検討のなかでいろいろな方面にもやはり意見を聞いてございます。社会教育委員の方々の意見であるとか、いろいろな意見交換をしたところでございます。また、職員においても職員提案のなかの募集、政策調整会議のなかでの検討ということでございます。これまでの意見のなかには、宿泊体験型の研修施設ということで、自然を活かした研修施設としてはどうか、森林体験的な施設それからそばうちが出来るようなそういった施設にしてはなど等、いろいろな意見が出されてきて検討を加えたということでもありますけれども、今後における用途において多大な投資をしないという方針のもとに、今回の提案をまとめたということでもあります。それから観察池の件でございますが、カワシンジュガイを守る会という方々とも協議を行っております。昨年春でありますけれども、清富小学校閉校後今後どうしていくかという相談を、話し合いをしたところであります。カワシンジュガイはそう増えては行かないという判断のもとに、今後はどうあるべきかということも含めまして話し合いをしましたが、他からまたもってくるというようなことはもうしないという方向で、今あるものを大切にしていこうという話で管理をしていこうとあんなったわけではありますが、その後における先程もお答えしましたが、カワシンジュガイは増えている兆しはまったくないというような状況であります。今後においては、どんなものかということにはなかなか具体的には出てまいりませんが、状況をよく判断しましていきたいなというふうに思っているところであります。それから保存されている資料の件であります。議員のご意見も含め今後の管理の方法等につきまして、充分検討させていただきたいと思ひます。また地元の方々の意見も聞いてまいりたいなというふうに思っているところであります。校門につきましては、先程申し上げましたように、現状の姿のなかで歴史を刻む校門として、今後も適切に保存管理をしてまいりたいというふうに思っているところであります。また多世代交流センターの今後の

活用については、これまでもどういうふうに使っていいのか、という問い合わせも実はありますし、現状の姿のなかで出来るだけ使っていただきたいということで、4月から向けましてこれも呼びかけて参りたいというふうに努力していく考えであります。以上であります。

議長(中川一男君) 9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 管理の面でお伺いいたしますが、これは指定管理者という形のなかで管理を全面的に見てもらおうというような、そういう経過の管理は適当かどうかということは、検討されたのかどうかその点。もう一点は、夜間使用だとか当然ありますので、そういう場合は施設の管理というのは、地元の人が一番ベターだとは思いますが、出来ないということであれば、町の職員が昼あるいは夜という形のなかで出向いて、そこで終了するまで管理するという形になるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。さらにこれは将来的には、地元管理にするのかどうか分かりませんが、いわゆる臨時という形ではなくて、地元管理にしたいというような話かどうか、ちょっと聞き取れなかったところもあるんですが、そういう将来の方向性についてもう1点お伺いいたします。さらに上富良野町の自然の持っている力を体験させて最大限に活かすと、今この上富良野、管内富良野沿線でもシーニックバイウェイという形のなかで、自然をとおとみながらその自然環境を楽しむというような方向の流れがきております。そういう意味では当面、将来的に本来であればこういう施設管理をする場合は、もうすでにそういうものが出来上がってなければなりません、聞きましてら経過的にはそういう話をしたという形ではありますが、しかし住民の考える点とどうも違う方向に行っているのではないかな、というふうに考えますが、この点やはり体験を出来るようなそういう人材もいわゆるNPO法人等がありますから、そういう所からよんでこういう自然体験が出来るんですよと、そばうちが出来るんですよだと多様ななかでの、この多目的施設を利用するプランというのをやっぱりしっかり持たないと、ただ多目的交流という名目で終わってしまうのではないかと、というような感触を私は考えているものですから、この点そういうプランをきちっと持ったなかで、例えば各団体に呼びか

けるとか、各団体にそういう目的もたないで呼びかけてもだめなんですよ。きちっとしたそういうプランがありながら、そこで子ども会や各種団体でここで交流できる、あるいは自然体験が出来るというような、そういう組み方をしなければ活用の方法としてはだめではないかと思いますが、この点きちっとした明確な答弁をお願いしたいと思います。

議長(中川一男君) 教育振興課長答弁。

教育振興課長(岡崎光良君) 9番米沢議員のご質問にお答え申し上げます。管理の方法につきましては、19年4月からは指定管理者という制度についての検討はしていなかったわけですが、廃校後1年というなかでまず交流センターの運営のなかで指定管理者はどういった関わりを持っていくかということにつきましては、今後において大きな課題として考えてまいりたいというふうに思っているところであります。また夜間の使用についてであります。なかなかやはり夜まで職員が行くということにはちょっと課題もあるというふうに押さえます。将来的な管理の方法についてどういった形がいいのかということになりますが、学校開放のように鍵をあずけて使用者に責任持ってもらいたいというのも一つというふうに考えているところであります。上富良野町の自然を活かした環境の下での使用につきましても、十分議員ご意見のとおりだと思いますので、十分検討してまいりたいというふうに思います。活用の中身でありますけれども、やはり構想としては青少年の活動面における体験学習であるとか、あるいは少年団等の合宿などというふうに考えている。そういう構想の下に適切な管理を進めてまいりたいというふうに考えております。

議長(中川一男君) 9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 前段の答弁のなかで過大な投資だとかというような答弁された部分があるかと思いますが、ちょっと聞き間違いでしたらお許しいただきたいと思いますが、私は過大な投資というよりは必要な投資というか、やはり自然体験だとかいろんな陶器だとか物を作れるチャンスがあるわけですから、それについてやはり上富良野町の必要な投資という点ではしなければならぬし、ただ財政が大変だからというのではなくて、やっぱりこのものをいかしてそこにいろいろな所から上富良野町を知っ

てもらおうというような形の、そういう管理も含めた中での投資であれば当然それは住民の方も納得いく話だと思いますのでこの点、それとプランについてはおぼろげにやってみますどうか、検討してみますではなくてきっちりと検討するという方向ではできないのか、この点教育長皆さん方の意見も聞いてどのようにお考えなのか、あわせてこの維持管理の面についてお伺いしたいと思います。

議長（中川一男君） 教育長答弁。

教育長（中澤良隆君） 米沢議員のご質問にお答えさせていただきます。まずこの活用方法であります、当然にして今この建物自体をあるがままの姿で活用をしていきたいということで考えているところでありますが、当然この多世代交流センターになることによっていろいろな利用を促進していかねければ、というふうに考えているところであります。そのなかでやはり清富の立地条件やなんかからしますと、体験型っていうようなことがやはり必要なことだというふうに考えています。しからば今議員の方からお話がありましたが、そのためにはしっかりとメニューも例えば炭焼も体験できるぞ、パンづくりも体験できるぞとか、それから講堂を利用したスポーツ活動、それから子ども会の外でのキャンプだとかいろいろなことができるというようなことを具体的にやはりメニューを持って、それを提示していったその利用が促進されるようになっていくことが、教育委員会にかせられた課題だというふうに考えています。そういうことからそういうメニュー化については、当然早めにメニュー化を進めてその利用のそのイメージが皆さんにできるように今後していきたいというふうに考えております。以上です。

議長（中川一男君） 教育長再答弁。

教育長（中澤良隆君） 申し訳ございません。管理の関係であります、先程もお話させていただきましたが、指定管理者等につきましては今後の大きな課題ということで捉えさせていただきますし、夜間の鍵やなんかにつきましては当然なかなか距離的にも離れている。そういうことで使用する方にある程度の責任をおっていただいて、その後点検やなんかは教育委員会の職員が行っていくというようなことを進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

議長（中川一男君） よろしいですか。他にございませんか。4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） この問題は、北海道少子化多いですから子供が出来なくて、北海道中の話なんです。ニセコともちょっと話しました。ニセコは新聞に出して活用方法を募集しているんですよ。それと比較すると上富良野の場合は住民全部に聞いたわけでもないですし、住民の声を聞きますとオートキャンプ場なんかあれ更地にしていいんじゃないかと。だから学校なんかも更地ってことも最悪の場合は考えなきゃならないような大きな問題なんです。ということで考えればこれは教育委員会で考えた方がいいですよということにならんのかな。もっと検討が必要ではないのかなと思います。議会は議決すればいいんですよということなら話にならないですけどね。これは一応検討されたから尊重しますけれど、まだ検討の時間というかそういうゆとりのあるものであってほしいなと思います。これやっぱり広く意見を求めたほうがよろしいんじゃないかと思います。なんでかんで使う人おりませんよ。結局住民負担になるんです。なんでも住民に行くんです。残ってればいるほど住民に行くんです。そういうことを考えたら一番いい活用方法という事で広く意見を今後とも求めていただきたいなというふうに思います。私はただで使うというのには反対の方なんです。とにかく高齢者にしてただというのは、100円でもいいからおいていくという。観光地でも行ったら100円ポンといれてということであるべきだと思います。ただというのはだめだ。これはこれでいいんですけど、比重、比較の問題なんですけどね。屋内は別としてこの屋外運動場なんかはこれ輕易に上富良野じゅうの屋外体育施設、これ誰でも健康のためにスキーで歩けるとか、夏の場合だったらストックウォークやれるとか、私自分の事言ってあれなんですけど、私は小学生の時から円盤投げやっているんですよ。グラウンドがすぐそばだから。だから私北海道でも負けないぞというくらいやれるようになったんですけども、そういう環境を持つという事もやはり大事ではないかなと。維持するという事もありますが屋外環境はそのように思います。せっかくこうやってお考えになったんですから、これはこれとしてまだ検討は受け入れると

いう事ではいかがでしょうか。以上でございます。

議長（中川一男君） 教育長答弁。

教育長（中澤良隆君） 4番梨澤議員のご質問にお答えをさせていただきます。大きく2点だと思います。初めの1点目につきましては、先程らい庁舎内部でいろいろと検討を進めてまいりました。その結果当面こういう形で使用をしようということ結論に至ったわけでありまして、そのなかでゆとりを持ってということではありますが、やはりほんとうにこういう利用実態やなんかをみながら、ほんとうにこういう形の管理でいいのかということは今後もやはり町全体で検討していかなければならないし、またいろいろとご意見を賜りながら地域、議会、教育委員会等からも意見をいただいてしっかりと活用方法を定めてまいるべきというふうに考えているところであります。なお基本的な使用料につきましては、前回の定例会でご審議いただいて使用料については統一を図るという事で定めたところであります。そういうことから屋外運動場やなんかそれから屋内の施設についても免除規定等もいろいろとございます、そういうようなことから活用の促進も図っていく所存でありますのでご理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 他にございませんか。これをもって質疑、討論を終了いたします。これより議案第1号を採決いたします。本件は原案のとおり決する事に異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号

議長（中川一男君） 日程第4 議案第2号上富良野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（佐藤憲治君） ただいま上程いただきました議案第2号上富良野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして初めに提案の趣旨をご説明申し上げます。本町職員

の勤務時間につきましては、現在昼休みの休憩時間を45分とし、正午及び午後3時からそれぞれ15分の休憩時間を設定したなかで1日7時間45分、1週間38時間45分の勤務時間といたしておりますが、国家公務員においては既に休憩時間を廃止するとともに、1時間を基本とした休憩時間の見直しが行われ、1週間あたり40時間の勤務時間に改められております。このことから本町におきましても、役場等の来庁者に対するの利便性に考慮した上で、職員の勤務時間の適正を図るため労使間において協議をしておりましたが、一般職の職員の勤務時間休暇等に関する法律に準じて改定することで合意いたしましたので本条例を提案するものであります。

以下議案を朗読しながらご説明してまいります。

議案第2号 上富良野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。上富良野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成8年上富良野町条例第2号）の一部を次のように改正する。改正条例の第2条につきましては、1週間あたりの勤務時間を現行38時間45分から40時間に改めるものであります。また再任用短時間勤務職員につきましては、現在その適用職員はおりませんが、現行1週間あたり15時間30分から32時間までの範囲内で任命権者が定めた勤務時間としてございます。この15時間30分を16時間に改めるものであります。次に第6条につきましては、休憩時間の規定であります。現行の45分を1時間としたところであります。同条に次の2項を加える。第2項、任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超え8時間以下の場合において、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認めるときは、規則の定めるところにより、前項の休憩時間を45分とすることができる。この規定につきましては、子供の保育所への送迎、児童館への送迎など子育て中の職員や妊娠中のため通勤緩和が必要な女子職員等に対して、特例措置として休憩時間を45分に短縮することを認めるものであります。第3項、第1項の休憩時間は、職務の特殊性又は当該機関の特殊の必要がある場合において、規則の定めるところにより、一斉に与えないことができる。この規定は、現在も運用で行っております昼休み中の交替制による窓口業務やラベンダーハイツ等施設業務などの特殊な部

署に対しての実態に即した対応を本則に明記するものであります。第7条は、冒頭申し上げました休憩時間の規定であります。これを廃止することの削除でございます。附則。この条例は、平成19年4月1日から施行する。

この改正条例によりまして始業時間に変更はございませんけれども、終業時間の午後5時を30分延長し午後5時30分に改め、1日の勤務時間実働8時間となるところでございます。以上で議案第2号の説明といたします。ご審議いただき、原案お認め下さいますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

議長（中川一男君） これをもって質疑、討論を終了いたします。これより議案第2号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号

議長（中川一男君） 日程第5 議案第3号上富良野町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐藤憲治君） ただいま上程されました議案第3号上富良野町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例につきまして、提案の趣旨を申し上げます。契約期間を複数年とする長期継続契約につきましては、これまで電気、ガス、水道の供給契約や不動産の賃借契約などに対象が限定されておりましたが、先の地方自治法の一部改正により長期継続契約の対象が拡大されたことに伴いまして、OA機器の借入れ、施設機械設備の業務委託など長期継続契約の対象となる契約を定めるため、本条例を提案するものでございます。以下議案を朗読して説明に代えさせていただきます。議案第3号。上富良野町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例。趣旨。第1条この条例は、地方自

治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の17の規定に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する契約（以下「長期継続契約」という。）を締結することができる契約を定めるものとする。（長期継続契約を締結することができる契約）第2条政令第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げるものとする。第1号物品を借り入れる契約であって、商慣習上複数年にわたる契約を締結することが一般的であるもの。第2号毎年度経常的かつ継続的な役務の提供を受ける必要がある契約であって、複数年にわたり契約を締結することが、安定的な役務の提供の確保に必要と認められるもの。附則。この条例は、公布の日から施行し、その履行期間の初日が平成19年4月1日以後の日である契約から適用する。以上議案第3号の説明といたします。ご審議賜り、原案お認め下さいますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

議長（中川一男君） これをもって質疑討論を終了いたします。これより議案第3号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号

議長（中川一男君） 日程第6 議案第4号上川教育研修センター組合規約の変更の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐藤憲治君） ただいま上程いただきました議案第4号上川教育研修センター組合規約の変更の件につきましてご説明申し上げます。本件は、先の地方自治法の一部改正により、助役の名称が変更されると伴に特別職であった収入役を廃止、代わりに一般職の会計管理者を置くことに改められたことによるものであり、このことによる組織の役職規

定に関する上川教育研修センター組合の規約の変更
を行おうとするものであります。以下議案を朗読し
て説明にかえさせていただきます。議案第4号。上
川教育研修センター組合規約の変更の件。地方自治
法第286条第1項の規定により、上川教育研修セ
ンター組合規約の一部を次のように変更する。上川
教育研修センター組合規約の一部を変更する規約。
上川教育研修センター組合規約（昭和47年上振興
第520号指令）の一部を次のように変更する。第
9条第1項中「助役及び収入役」を「副組合長及び
会計管理者」に改め、同条第3項中「助役及び収入
役」を「副組合長及び会計管理者」に、「旭川市助役
及び同市収入役」を「旭川市副市長及び同市会計管
理者」に改める。第10条の見出し中「、助役及び
収入役」を「及び副組合長」に改め、同条中「、助
役及び収入役の」を「及び副組合長の」に、「、助役
及び収入役と」を「及び副市長と」に改める。附則。
この規約は、平成19年4月1日から施行する。ご
審議賜りまして、議決賜りますようよろしくお願い
申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。
質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

議長（中川一男君） これをもって質疑討論を終
了いたします。これより議案第4号を採決いたしま
す。本件は原案のとおり決することに異議ありませ
んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。よっ
て本件は原案のとおり可決されました。

閉会宣告

議長（中川一男君） 以上をもって、本臨時会に
付議された案件の審議は、全部終了いたしました。
これにて、平成19年第1回上富良野町議会臨時会
を閉会いたします。

午前 9時56分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なる事を証するため、ここに署名する。

平成 1 9 年 1 月 2 9 日

上富良野町議会議長 中 川 一 男

署 名 議 員 米 谷 一

署 名 議 員 岩 田 浩 志